

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定について(案)

1. 改定率 0.28%

平成 28 年度におけるあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の改定率については、診療報酬のうち医科の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考) 今回の診療報酬改定における医科の改定率 0.56%

2. 基本的な考え方

あん摩マッサージ指圧に係る療養費の総額のうち往療料に係る費用が 6 割を占めている現状を是正するため、往療距離加算の額を引き下げるとともに、基本的な施術料の上乗せを行う

3. 改定の内容 (案)

○ 技術料の引き上げ

【改定案 (あん摩マッサージ指圧)】

	現行	引上額	改定後
マッサージ	275 円	10 円	285 円
変形徒手矯正術	565 円	10 円	575 円

【改定案 (はり・きゅう)】

	現行	引上額	改定後
施術料 (1 術)	1,270 円	30 円	1,300 円
施術料 (2 術)	1,510 円	10 円	1,520 円

○ 往療について適正化を図るため、距離加算の見直しを行う

	【現行】		【改定案】
往療距離加算	800 円	→	770 円

4. 施行期日

平成 28 年 10 月 1 日

5. その他

適正化のための運用の見直し等については、制度論の議論と合わせて別途検討する

あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の算定について

<p>○マッサージ 1局所につき 275円 → 285円</p> <p>※局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)</p> <ul style="list-style-type: none">・温罨法を併施 1回につき 80円加算・温罨法を併施＋電気光線器具使用 1回につき 110円加算
<p>○変形徒手矯正術 1肢につき 565円 → 575円</p> <p>※対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)</p>
<p>○往療料 1,800円</p> <p>○往療距離加算 (2km毎に800円) → (2km毎に770円)</p>

はり師、きゆう師の施術に係る療養費の算定について

初回	2回目以降
<p>○初検料</p> <p>①1術(はり又はきゆうのいずれか一方)の場合 1,610円</p> <p>②2術(はり、きゆう併用)の場合 1,660円</p>	
<p>○施術料</p> <p>①1術(はり又はきゆうのいずれか一方)の場合 1回につき <u>1,270円</u> → <u>1,300円</u></p> <p>②2術(はり、きゆう併用)の場合 1回につき <u>1,510円</u> → <u>1,520円</u></p> <p>○電療料</p> <p>・電気針、電気温灸又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算</p>	
<p>○往療料 1,800円</p> <p>○往療距離加算 (2km毎に800円) → (2km毎に770円)</p>	